

## 6 国の一般会計歳入及び国税収入決算額（平成25～29年度）

## (1) 国の一般会計歳入決算額

(単位 億円)

項 目	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
<b>一 般 会 計 歳 入 総 額</b>	<b>1 060 447</b>	<b>1 046 791</b>	<b>1 021 753</b>	<b>1 027 740</b>	<b>1 036 440</b>
租 税 及 び 印 紙 収 入	469 529	539 707	562 854	554 686	587 875
官 業 益 金 及 び 官 業 収 入	437	450	455	470	502
政 府 資 産 整 理 収 入	3 277	14 788	3 490	3 842	2 782
雑 収 入	45 909	48 557	47 115	48 946	57 413
公 債 金	434 545	384 929	349 183	380 346	335 546
前 年 度 剰 余 金 受 入	106 749	58 360	58 657	39 450	52 323

(資料) 財務省「平成29年度決算の説明」

## (2) 国税収入決算額

(単位 億円)

項 目	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
<b>国 税 収 入 総 額</b>	<b>512 274</b>	<b>578 492</b>	<b>599 694</b>	<b>589 562</b>	<b>623 803</b>
<b>一 般 会 計 分</b>	<b>469 529</b>	<b>539 707</b>	<b>562 854</b>	<b>554 686</b>	<b>587 875</b>
所 得 税	155 308	167 902	178 071	176 111	188 816
源 泉 分	127 592	140 267	147 732	144 860	156 271
申 告 分	27 717	27 635	30 340	31 251	32 544
法 人 税	104 937	110 316	108 274	103 289	119 953
相 続 税	15 743	18 829	19 684	21 314	22 920
消 費 税	108 293	160 290	174 263	172 282	175 139
酒 税	13 709	13 276	13 380	13 195	13 041
た ば こ 税	10 375	9 187	9 536	9 142	8 642
揮 発 油 税	25 743	24 864	24 646	24 342	23 962
石 油 ガ ス 税	103	97	92	87	82
航 空 機 燃 料 税	522	521	513	514	522
石 油 石 炭 税	5 995	6 307	6 304	7 020	6 908
電 源 開 発 促 進 税	3 283	3 211	3 159	3 197	3 257
自 動 車 重 量 税	3 814	3 728	3 849	3 915	3 778
関 税	10 344	10 731	10 487	9 390	10 241
と ん 税	100	100	99	98	99
そ の 他	1	0	0	0	0
印 紙 収 入	11 261	10 350	10 495	10 791	10 515
<b>交 付 税 及 び 譲 与 税 配 付 金 特 別 会 計 分</b>	<b>25 758</b>	<b>29 544</b>	<b>31 609</b>	<b>29 756</b>	<b>30 628</b>
地 方 法 人 税	-	10	5 161	6 292	6 539
地 方 揮 発 油 税	2 754	2 660	2 637	2 605	2 564
石 油 ガ ス 税 ( 譲 与 分 )	103	97	92	87	82
航 空 機 燃 料 税 ( 譲 与 分 )	149	149	147	147	149
自 動 車 重 量 税 ( 譲 与 分 )	2 617	2 558	2 642	2 687	2 593
特 別 と ん 税	125	125	124	123	123
地 方 法 人 特 別 税	20 010	23 945	20 806	17 816	18 578
<b>国 債 整 理 基 金 特 別 会 計 分</b>	<b>1 605</b>	<b>1 421</b>	<b>1 475</b>	<b>1 414</b>	<b>1 337</b>
た ば こ 特 別 税	1 605	1 421	1 475	1 414	1 337
<b>東 日 本 大 震 災 復 興 特 別 会 計</b>	<b>15 381</b>	<b>7 820</b>	<b>3 707</b>	<b>3 671</b>	<b>3 939</b>
復 興 特 別 所 得 税	3 338	3 492	3 707	3 671	3 939
復 興 特 別 法 人 税	12 043	4 328	-	-	-
<b>そ の 他</b>	<b>-</b>	<b>-</b>	<b>49</b>	<b>35</b>	<b>23</b>
そ の 他	-	-	49	35	23

(資料) 財務省「租税及び印紙収入決算額調」

(備考) 1 地方法人特別税は、平成20年度税制改正において地域間の税源偏在を是正するため、消費税を含む税体系の抜本的改革が行われるまでの間の暫定措置として創設された。

2 地方揮発油税は、平成21年度税制改正において地方道路税が用途制限を廃止し、改称されたものである。

3 復興特別所得税および復興特別法人税は、東日本大震災からの復興施策に必要な財源を確保するため、平成24年度から導入された。

4 地方法人税は、平成26年度税制改正において地域間の税源の偏在性を是正し、財政力格差の縮小を図ることを目的として、法人住民税法人税割の税率の引下げにあわせて、地方交付税の財源を確保するため創設された。